

「社会保障分野サブワーキンググループ」及び 「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 の合同開催について

1 趣旨

- 現在、政府で検討している社会保障・税番号制度は、行政機関等の法定手続を対象としており、医療機関等の間の情報連携は対象としていない。
- 他方で、医療等のサービスの充実や質の向上は国民生活の充実に直結するものであり、医療機関等の関係機関間での地域連携や、公衆衛生・医療水準の向上に資する医学研究等が推進されるような情報連携のためには、相当の長期にわたり個人を識別できる基盤が望まれる。
- 医療等分野については、一般的に機微性の高いといわれる情報を扱うことになるため、極度に個人の識別性が向上した状況下では、現行の個人情報保護法で十分な措置といえるか疑義が生じるところである。
- このため医療等分野について、厳格な情報保護措置を図るため医療等分野に閉じつつも、必要な利活用が適切に行えるようにするため、個人情報保護法第6条の委任により医療等分野における特段の措置について検討を行い、情報の利活用と保護に関する法制の整備を目指す。

【参考】個人情報保護法（平成一五年法律第五十七号）

（法制上の措置等）

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2 スケジュール

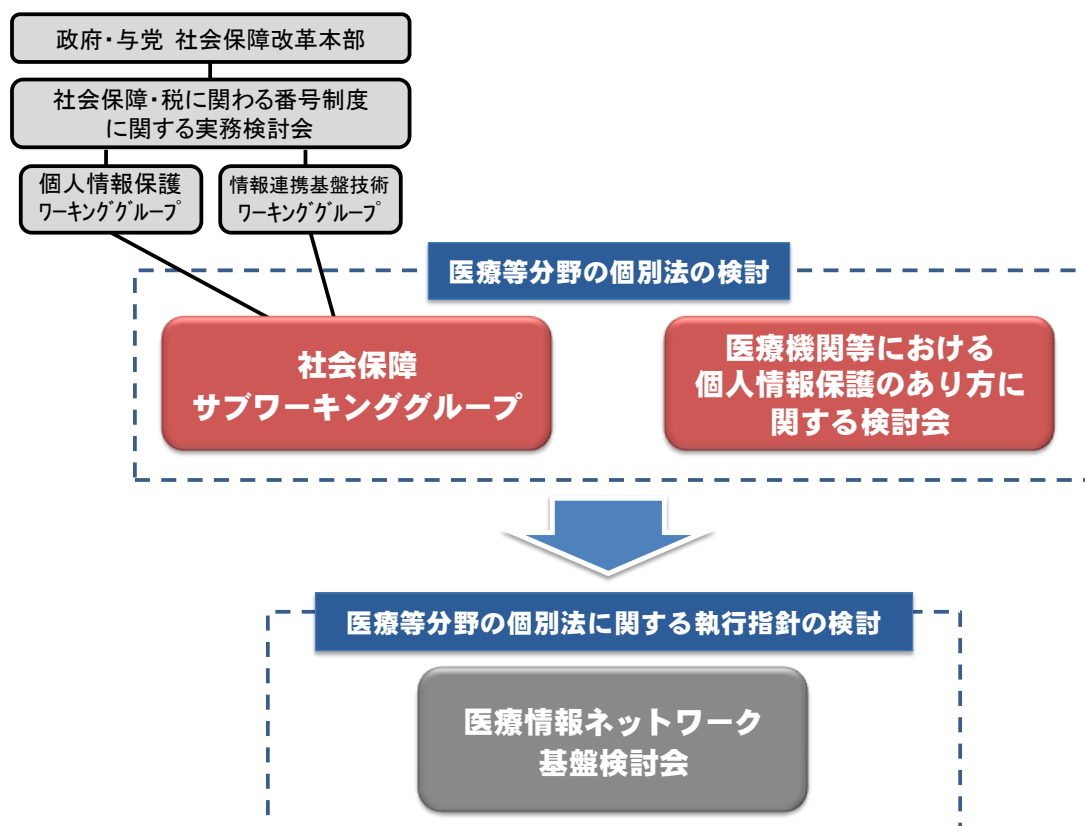
- 番号制度については、24年通常国会に法案が提出されている。医療等分野の個別法については、24年4月から検討を開始し、25年通常国会への提出を目指す。

3 検討体制

- 個人情報保護法成立後、衆参両院における附帯決議を踏まえ、厚生労働省に設置された「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」において、医療等分野における個別法の必要性及びその他の措置のあり方が検討され、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」が策定されている。
- ※ 平成16年当時においては、個人情報保護法の全面施行に際し、ガイドラインにおける措置に加えて個別法がなければ十分な保護を図ることができないという状況には必ずしもなないとされた。

- また、「社会保障・税番号大綱」においては、医療等分野の個別法の検討は、「社会保障分野サブワーキンググループ」での議論を踏まえ、内閣官房と連携しつつ、厚生労働省において行うこととされている。
- 医療等分野の個別法については、番号制度を踏まえた医療機関等の関係機関間での情報連携のあり方とともに、現行のガイドラインも踏まえた個人情報保護のあり方の検討も必要であることから、「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」（別紙１）と「社会保障サブワーキンググループ」（別紙２）との合同開催により、検討を行う。
- なお、法の実施に際しては、医療等現場に即した執行指針が必要となるため、「医療情報ネットワーク基盤検討会」（別紙３）において、ガイドラインを策定する。

※ 検討体制イメージ



社会保障分野サブワーキンググループの開催について

1 目 的

医療・介護・年金等の社会保障分野は、自己の情報の入手・活用等に関して国民の期待が高い一方で、機微性の高い情報を含むものであるため、新しい制度の設計においても、情報連携や個人情報保護の枠組みに関して、技術・制度の両面にわたり、特段の措置を講ずることが必要と考えられる。

そこで、社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度に関する共同の検討の場として設置された、個人情報保護ワーキンググループ（以下「個人情報保護WG」という。）及び情報連携基盤技術ワーキンググループ（以下「技術WG」という。）における議論を踏まえ、社会保障分野における適用について検討を行うため、両WGの下に社会保障分野サブワーキンググループ（以下「本SWG」という。）を開催する。

2 検討事項等

本SWGは、個人情報保護WG及び技術WGと連携し、両WGにおける議論と並行して以下の事項について検討し、その結果及び活動状況について両WGに報告することとする。

- (1) 社会保障分野における情報連携の共通基盤の活用
- (2) 社会保障分野における番号及び情報連携のあり方
- (3) 社会保障分野における個人情報保護等に関する特段の措置等

3 構成及び運営

- (1) 本SWGは、峰崎内閣官房参与の主宰するWGとして設置する。
- (2) 本SWGの構成員は別紙のとおりとする。
- (3) 本SWGに座長及び座長代理を置く。
- (4) 本SWGの座長及び座長代理は峰崎内閣官房参与の指名により定める。
- (5) 本SWGは、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) その他、本SWGの運営に関し必要な事項は、座長が定めるところによる。
- (7) 本SWGの庶務は、内閣官房社会保障改革担当室及び情報通信技術（IT）担当室の協力を得て、厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室が各府省と連携して行う。

社会保障分野サブワーキンググループ構成員名簿
(敬称略、五十音順)

いしかわ 石川	ひろみ 広己	日本医師会 常任理事
いながき 稲垣	よしまさ 恵正	健康保険組合連合会 理事
おだ 小田	としろう 利郎	日本薬剤師会 常務理事
◎かねこ 金子	いくよう 郁容	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
ごとう 後藤	しょうじ 省二	三鷹市企画部地域情報化担当部長
こまむら 駒村	こうへい 康平	慶應義塾大学経済学部教授
さとう 佐藤	よしひろ 慶浩	日本ヒューレット・パッカード(株) 個人情報保護対策室室長
すずき 鈴木	まさとも 正朝	新潟大学法科大学院教授
たかはし 高橋	ひろし 紘士	国際医療福祉大学大学院教授(日本福祉介護情報学会代表理事)
たかやま 高山	のりゆき 憲之	一橋大学名誉教授
とみやま 富山	まさし 雅史	日本歯科医師会 常務理事
ひぐち 樋口	のりお 範雄	東京大学大学院法学政治学研究科教授
まつもと 松本	やすし 泰	セコム(株)IS研究所基盤技術ディビジョン認証基盤グループグループリーダー
○やまもと 山本	りゅういち 隆一	東京大学大学院情報学環准教授

◎については、座長

○については、座長代理

「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」について

平成24年4月

政策統括官（社会保障担当）付
情報政策担当参事官室

1 開催の趣旨等

- 個人情報保護法では、「特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報については、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」とされている。医療分野については、平成16年に閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」でも、特に適正な取扱いを確保すべき個別分野の一つとされている。
- これらを踏まえ、この検討会では、個別法の必要性も含め、医療機関等での個人情報保護のあり方について幅広く検討を行い、平成16年12月24日「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を策定した。
- その後、政府では「社会保障・税に関わる番号制度」の導入に向けた検討を進めているが、医療等分野でも、医療機関等の関係機関間での地域連携や、公衆衛生・医療水準の向上に資する医学研究等が推進されるような情報連携のためには、相当の長期にわたり個人を識別できる基盤が望まれる。
- 一方、医療等分野では、一般的に、機微性の高いと考えられる情報を扱うことになるため、極度に個人の識別性が向上した状況下では、現行の個人情報保護法で十分な措置といえるかなどについて、検討を行うことが必要である。
- このため、医療等分野の個人情報保護のあり方について、厳格な情報保護措置を図りつつも、必要な利活用が適切に行えるようにするための法制の検討を行うこととする。

2 検討事項

- ・ 個人情報保護法第6条に基づく医療等分野における個別法のあり方

3 検討会の位置づけ等

政策統括官（社会保障担当）による検討会

（検討会の庶務は、関係各局・各課の協力を得て政策統括官（社会保障）付情報政策担当参事官室で行う。）

4 検討会のメンバー

別紙のとおり

(別紙)

医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会
委員名簿

石川 広己	日本医師会常任理事
岩渕 勝好	東北福祉大学教授
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
大道 久	社会保険横浜中央病院長
○ 大山 永昭	東京工業大学情報工学研究所教授
小田 利郎	日本薬剤師会常務理事
小森 直之	日本医療法人協会常務理事
高橋 紘士	国際医療福祉大学大学院教授
寺野 彰	日本私立医科大学協会副会長
富山 雅史	日本歯科医師会常務理事
◎ 樋口 範雄	東京大学大学院法学政治学研究科教授
福井 トシ子	日本看護協会常任理事
山口 育子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長

(◎：座長、○：座長代理)

平成24年4月

医療情報ネットワーク基盤検討会開催要領

1. 背景

- 近年、進みつつある医療分野での情報化により、業務の効率化や、安全性の向上が期待されているところであり、今後もより一層その充実が求められている。
- 一方、これまでの医療機関等の情報化、それに伴う機関間の情報連携や国民の健康情報に対する意識の変化に伴い、個人自らが医療情報を閲覧・収集・提示することによって、自らの健康増進へ役立てたいという要請が生じてきている。
- そのため、これらに対応した情報基盤整備の必要性が高まっていると共に、医療情報の安全管理の側面から、医療機関や医療従事者等に対して技術や制度の変化に対応した管理指針などが必要となってきた。

以上を踏まえ、適切な医療分野の情報基盤構築のために、以下に掲げる事項を検討する。

2. 検討事項

- 医療分野における電子化された情報管理の在り方に関する事項
- 個人が自らの医療情報を管理・活用するための方策等に関する事項等

3. 構成員

別紙のとおり

4. 会議の位置付け

厚生労働省政策統括官（社会保障担当）が必要に応じて検討会を召集し、必要に応じて作業班を設置する等、効率的に検討を進めることとする。

本会議の庶務は厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室が行うこととする。

医療情報ネットワーク基盤検討会構成員

あんどう 安藤	ゆたか 裕	放射線医学総合研究所重粒子医科学センター病院病院長
いしかわ 石川	ひろみ 広己	日本医師会常任理事
おおやま ○大山	ながあき 永昭	東京工業大学像情報工学研究所教授
かわはら 河原	かずお 和夫	東京医科歯科大学大学院政策科学分野教授
きた 喜多	こういち 紘一	保健医療福祉情報安全管理適合性評価協会理事長
しょうもと 庄本	こうじ 幸司	日本製薬工業会医薬品評価委員会電子化情報部会長
つちや 土屋	ふみと 文人	日本薬剤師会副会長
とみた 富田	しげる 茂	保健医療福祉情報システム工業会運営会議議長
とみやま 富山	まさし 雅史	日本歯科医師会常務理事
ひぐち 樋口	のりお 範雄	東京大学大学院法学政治学研究科教授
ふくい 福井	としこ トシ子	日本看護協会常任理事
みたに 三谷	ひろあき 博明	日本インターネット医療協議会事務局長
みなみ 南	まさご 砂	読売新聞東京本社編集局医療情報部長
やの 矢野	かずひろ 一博	日本医師会総合政策研究機構主任研究員
やまもと 山本	りゅういち 隆一	東京大学大学院情報学環准教授
よしむら 吉村	ひとし 仁	日本画像医療システム工業会医用画像システム部会長 (五十音順：敬称略)

※ ○は座長